

# 資料

【議題2】

平成29年度 地域包括支援センター事業実施体制

平成28年度 第4回大阪市地域包括支援センター運営協議会

平成29年2月

大阪市 福祉局 高齢福祉課

平成29年度 地域包括支援センター事業実施体制

(名称・委託先法人・担当圏域・基準配置職員数・ランチ設置数)

区	名称	委託先法人	担当圏域	高齢者人口 (H29年推計)	基準配置 職員数	ランチ 設置数	地域ケア 推進担当	認知症強化型			
								初期集中 支援チーム	地域支援 推進員	認知症施策 推進担当	
[更新]	北区	北区地域包括支援センター	社会福祉法人 大阪市北区社会福祉協議会	西天満、扇町、菅北、滝川、 堀川地域	10,544人	4.5人	1 か所	0.5人		0.5人	0.5人
[更新]	北区	北区大淀地域包括支援センター	社会福祉法人 大協会	中津、大淀、豊崎本庄、豊崎、 豊崎東、豊仁地域	11,750人	4.5人	2 か所	0.5人			
[更新]	都島区	都島区地域包括支援センター	社会福祉法人 大阪市都島区社会福祉協議会	桜宮、東都島、都島、中野地域	10,979人	4.5人	1 か所	0.5人			
[更新]	都島区	都島区北部地域包括支援センター	社会福祉法人 隆生福祉会	高倉、内代、淀川、大東、 友淵地域	12,654人	5.0人	2 か所	0.5人		0.5人	0.5人
[更新]	福島区	福島区地域包括支援センター	社会福祉法人 大阪市福島区社会福祉協議会	福島区全域	14,672人	6.0人	2 か所	0.5人		0.5人	0.5人
	此花区	此花区地域包括支援センター	社会福祉法人 大阪市此花区社会福祉協議会	高見、伝法、西島地域	8,212人	4.5人	0 か所	0.5人			
	此花区	此花区南西部地域包括支援センター	社会福祉法人 大阪暁明館	西九条、梅香、春日出、 四貫島、島屋地域	10,036人	4.5人	1 か所	0.5人		0.5人	0.5人
	中央区	中央区地域包括支援センター	社会福祉法人 大阪市中央区社会福祉協議会	中央、南、高津地域	8,503人	4.5人	0 か所	0.5人			
	中央区	中央区北部地域包括支援センター	社会福祉法人 亀望会	玉造、南大江、中大江、 開平地域	6,825人	3.5人	0 か所	0.5人		0.5人	0.5人
	西区	西区地域包括支援センター	社会福祉法人 大阪市西区社会福祉協議会	西区全域	13,971人	6.0人	1 か所	0.5人		0.5人	0.5人
	港区	港区地域包括支援センター	社会福祉法人 大阪市港区社会福祉協議会	市岡、磯路、弁天、波除、 南市岡、田中地域	13,200人	5.5人	2 か所	0.5人			
	港区	港区南部地域包括支援センター	社会福祉法人 みなと寮	三先、池島、八幡屋、港晴、 築港地域	9,731人	4.5人	1 か所	0.5人		0.5人	0.5人
	大正区	大正区地域包括支援センター	社会福祉法人 大阪市大正区社会福祉協議会	小林、平尾、南恩加島、鶴町、 鶴浜地域	8,845人	4.0人	1 か所	0.5人			
	大正区	大正区北部地域包括支援センター	社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部大阪府済生会	三軒家西、三軒家東、泉尾北、 中泉尾、北恩加島、泉尾東地域	11,511人	5.0人	1 か所	0.5人		0.5人	0.5人
	天王寺区	天王寺区地域包括支援センター	社会福祉法人 大阪市天王寺区社会福祉協議会	天王寺区全域	14,280人	6.0人	2 か所	0.5人		0.5人	0.5人
	浪速区	浪速区地域包括支援センター	社会福祉法人 大阪市浪速区社会福祉協議会	浪速区全域	12,389人	4.5人	3 か所	0.5人		0.5人	0.5人
	西淀川区	西淀川区地域包括支援センター	社会福祉法人 大阪市西淀川区社会福祉協議会	柏里、野里、歌島、香篠、竹島、 佃、千舟地域	12,977人	5.5人	1 か所	0.5人			
	西淀川区	西淀川区南西部地域包括支援センター	社会福祉法人 博陽会	大和田、姫里、姫島、福、 大野百島、川北、出来島地域	10,615人	4.5人	1 か所	0.5人		0.5人	0.5人

平成29年度 地域包括支援センター事業実施体制

(名称・委託先法人・担当圏域・基準配置職員数・ランチ設置数)

区	名称	委託先法人	担当圏域	高齢者人口 (H29年推計)	基準配置 職員数	ランチ 設置数	地域ケア 推進担当	認知症強化型		
								初期集中 支援チーム	地域支援 推進員	認知症施策 推進担当
淀川区	淀川区地域包括支援センター	社会福祉法人 大阪市淀川区社会福祉協議会	新高、三国、西三国、東三国、 新東三国地域	12,203人	5.0人	2 か所	0.5人			
	淀川区東部地域包括支援センター	社会福祉法人 キリスト教ミード社会館	西中島、木川、木川南、 北中島、宮原地域	10,262人	4.5人	1 か所	0.5人		0.5人	0.5人
	淀川区西部地域包括支援センター	社会福祉法人 加島友愛会	三津屋、加島地域	5,959人	3.0人	0 か所	0.5人			
	淀川区南部地域包括支援センター	社会福祉法人 キリスト教ミード社会館	十三、野中、神津、新北野、 田川、塚本地域	10,882人	5.0人	0 か所	0.5人			
東淀川区	東淀川区地域包括支援センター	社会福祉法人 大阪市東淀川区社会福祉協議会	大桐、大道南、豊里、豊里南、 豊新地域	9,601人	4.5人	1 か所	0.5人		0.5人	0.5人
	東淀川区北部地域包括支援センター	社会福祉法人 井高野福祉会	東井高野、井高野、大隅西、 大隅東、小松地域	11,761人	5.0人	1 か所	0.5人			
	東淀川区南西部地域包括支援センター	社会福祉法人 ともしび福祉会	東淡路、淡路、西淡路、 啓発地域	11,651人	4.0人	3 か所	0.5人			
	東淀川区中部地域包括支援センター	社会福祉法人 至心会	下新庄、新庄、菅原地域	7,794人	4.0人	0 か所	0.5人			
東成区	東成区北部地域包括支援センター	社会福祉法人 森の宮福祉会	東小橋、中道、北中道、中本、 東中本、宝栄地域	10,602人	4.5人	1 か所	0.5人		0.5人	0.5人
	東成区南部地域包括支援センター	社会福祉法人 大阪市東成区社会福祉協議会	大成、今里、神路、深江、 片江地域	10,700人	4.5人	1 か所	0.5人			
生野区	生野区地域包括支援センター	社会福祉法人 大阪市生野区社会福祉協議会	舍利寺、勝山、東桃谷、生野、 西生野、林寺地域	11,395人	5.0人	1 か所	0.5人		0.5人	0.5人
	東生野地域包括支援センター	社会福祉法人 慶生会	東中川、小路、東小路地域	8,519人	4.5人	0 か所	0.5人			
	鶴橋地域包括支援センター	特定非営利活動法人 ばだ	御幸森、中川、北鶴橋、 鶴橋地域	8,567人	4.0人	1 か所	0.5人			
	巽地域包括支援センター	社会福祉法人 久栄会	生野南、田島、巽、北巽、 巽南、巽東地域	12,177人	4.5人	3 か所	0.5人			
[更新]	旭区地域包括支援センター	社会福祉法人 大阪市旭区社会福祉協議会	大宮、高殿、高殿南地域	9,346人	4.5人	1 か所	0.5人			
[更新]	旭区	社会福祉法人 邦寿会	中宮、生江、城北地域	6,828人	3.5人	0 か所	0.5人			
[更新]	旭区	医療法人 清翠会	清水、新森、古市、太子橋地域	12,046人	5.5人	1 か所	0.5人		0.5人	0.5人

平成29年度 地域包括支援センター事業実施体制

(名称・委託先法人・担当圏域・基準配置職員数・ランチ設置数)

区	名称	委託先法人	担当圏域	高齢者人口 (H29年推計)	基準配置 職員数	ランチ 設置数	地域ケア 推進担当	認知症強化型		
								初期集中 支援チーム	地域支援 推進員	認知症施策 推進担当
城東区	城東区地域包括支援センター	社会福祉法人 大阪市城東区社会福祉協議会	榎並、成育、聖賢、鯉江地域	11,334人	5.0人	1 か所	0.5人		0.5人	0.5人
	城東・放出地域包括支援センター	社会福祉法人 至善会	今福、放出、東中浜、諏訪地域	10,613人	5.0人	0 か所	0.5人			
	城陽地域包括支援センター	社会福祉法人 松輪会	嶋野、中浜、森之宮、城東地域	9,468人	5.0人	0 か所	0.5人			
	董・鯉江東地域包括支援センター	社会福祉法人 玉美福祉会	董、関目、関目東、鯉江東地域	10,676人	4.5人	1 か所	0.5人			
鶴見区	鶴見区地域包括支援センター	社会福祉法人 大阪市鶴見区社会福祉協議会	茨田南、茨田、茨田東、 茨田北、焼野地域	9,153人	4.0人	2 か所	0.5人		0.5人	0.5人
	鶴見区西部地域包括支援センター	社会福祉法人 晋栄福祉会	緑、鶴見北、鶴見、茨田西、 横堤地域	8,661人	4.5人	0 か所	0.5人			
	鶴見区南部地域包括支援センター	社会福祉法人 恵友会	榎本、今津地域	6,830人	3.5人	0 か所	0.5人			
阿倍野区	阿倍野区地域包括支援センター	社会福祉法人 大阪市阿倍野区社会福祉協議会	晴明丘連合・阪南連合・ 長池連合振興町会の区域	11,817人	5.0人	1 か所	0.5人		0.5人	0.5人
	阿倍野区北部地域包括支援センター	社会福祉法人 育徳園	金塚連合・常盤連合・高松連合・ 文の里連合振興町会の区域	9,344人	4.5人	1 か所	0.5人			
	阿倍野区中部地域包括支援センター	社会福祉法人 大阪平成会	丸山連合・王子連合・ 阿倍野連合振興町会の区域	7,979人	4.0人	0 か所	0.5人			
[更新]	住之江区	住之江区地域包括支援センター	社会福祉法人 大阪市住之江区社会福祉協議会	新北島、平林、住吉川、 住之江、清江地域	10,695人	4.5人	1 か所	0.5人		
[更新]		さきしま地域包括支援センター	社会福祉法人 健成会	南港光、南港桜、南港緑、 南港渚地域	5,549人	3.0人	1 か所	0.5人	0.5人	0.5人
[更新]		安立・敷津浦地域包括支援センター	社会福祉法人 いわき学園	安立、敷津浦地域	7,071人	4.0人	0 か所	0.5人		
[更新]		加賀屋・粉浜地域包括支援センター	社会福祉法人 ジー・ケー社会貢献会	粉浜、北粉浜、加賀屋、 加賀屋東地域	9,819人	4.5人	1 か所	0.5人		
住吉区	住吉区地域包括支援センター	社会福祉法人 大阪市住吉区社会福祉協議会	遠里小野、山之内、依羅、 菊田南地域	11,165人	5.0人	1 か所	0.5人		0.5人	0.5人
	住吉区北地域包括支援センター	社会福祉法人 ライフサポート協会	東粉浜、住吉、大領地域	10,323人	4.5人	1 か所	0.5人			
	住吉区東地域包括支援センター	社会福祉法人 四恩学園	長居、菊田、菊田北地域	9,763人	4.0人	2 か所	0.5人			
	住吉区西地域包括支援センター	社会福祉法人 大阪市住吉区社会福祉協議会	墨江、清水丘、南住吉大空、 南住吉地域	11,050人	5.0人	1 か所	0.5人			

平成29年度 地域包括支援センター事業実施体制

(名称・委託先法人・担当圏域・基準配置職員数・ランチ設置数)

区	名称	委託先法人	担当圏域	高齢者人口 (H29年推計)	基準配置 職員数	ランチ 設置数	地域ケア 推進担当	認知症強化型		
								初期集中 支援チーム	地域支援 推進員	認知症施策 推進担当
東住吉区	東住吉区地域包括支援センター	社会福祉法人 大阪市東住吉区社会福祉協議会	北田辺、田辺、南田辺、 今川地域	12,989人	5.5人	1 か所	0.5人			
	矢田地域包括支援センター	社会福祉法人 ふれあい共生会	矢田、矢田東、矢田北、 矢田西地域	8,890人	3.5人	2 か所	0.5人			
	中野地域包括支援センター	社会福祉法人 隆生福祉会	東田辺、南百済、鷹合、 湯里地域	9,545人	5.0人	0 か所	0.5人		0.5人	0.5人
	東住吉北地域包括支援センター	社会福祉法人 めばえ福祉会	桑津、育和地域	7,534人	4.0人	0 か所	0.5人			
[更新]	平野区地域包括支援センター	社会福祉法人 大阪市平野区社会福祉協議会	平野南、平野西、新平野西、 平野地域	11,400人	5.0人	1 か所	0.5人			
[更新]	加美地域包括支援センター	社会福祉法人 和悦会	加美北、加美、加美南部、 加美東地域	10,260人	5.0人	0 か所	0.5人			
[更新]	長吉地域包括支援センター	社会福祉法人 永寿福祉会	長吉出戸、長吉、川辺、長原、 長吉南、長吉六反、長吉東地域	14,032人	6.0人	2 か所	0.5人		0.5人	0.5人
[更新]	瓜破地域包括支援センター	社会福祉法人 永寿福祉会	瓜破、瓜破東、瓜破北、 瓜破西地域	9,081人	4.5人	1 か所	0.5人			
[更新]	喜連地域包括支援センター	社会福祉法人 ユタカ福祉会	喜連西、喜連、喜連北、 喜連東地域	10,575人	4.0人	2 か所	0.5人			
西成区	西成区地域包括支援センター	社会福祉法人 大阪市西成区社会福祉協議会	弘治、萩之茶屋、橘、岸里地域	17,833人	8.5人	1 か所	0.5人			
	玉出地域包括支援センター	社会福祉法人 白寿会	玉出、千本、南津守地域	9,540人	4.0人	2 か所	0.5人		0.5人	0.5人
	西成区北西部地域包括支援センター	社会福祉法人 ヒューマンライツ福祉協会	長橋、松之宮、梅南、津守、 北津守地域	8,303人	4.0人	1 か所	0.5人			
	西成区東部地域包括支援センター	社会福祉法人 大阪自彊館	今宮、山王、飛田、 天下茶屋地域	9,554人	4.0人	2 か所	0.5人			

合 計	682,833人	305.0人	68 か所
-----	----------	--------	-------

平成29年度 地域包括支援センター業務内容

	従事者	業務名称	経費(予算)	
全 66 か 所	基準配置職員	地域包括支援センター基本業務	委託料(予算) 24億6,797万円	
		<p>高齢者人口に合わせて配置された専門職員(主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師または看護師)が「地域ケア会議」や「ネットワーク構築」などの手法により、包括的支援業務を行う。</p> <p>ア 総合相談支援 イ 権利擁護・虐待防止 ウ 包括的継続的ケアマネジメント</p>		
		家族介護支援事業	委託料(予算) 845万9千円	
	家族介護者に対する講演会・交流会・研修会等を行う。			
	(十)介護支援専門員等	介護予防支援【事業者指定による業務】	報酬 基本単価 4,781円/件 各種加算 3,336円/件	
		要支援者に対して、介護予防給付等のサービス利用のマネジメントを行う。		
介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規:別紙1</span>		委託料(予算) 基本単価 4,781円/件 各種加算 3,336円/件		
基本チェックリストの該当者及び要支援者に対して、介護予防・生活支援サービス利用のマネジメントを行う。				
推進担当	地域ケア	地域包括ケアの中核的な役割 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規:別紙2</span>	委託料(予算)2億1,449万7千円	
		「地域ケア推進担当」が地域包括ケアシステム構築に向けた取組の推進を行う。		
認知症強化型地域包括支援センター				
24 か 所	認知症初期集中支援推進員	認知症初期集中支援推進事業	委託料(予算)3億2,390万6千円	
		<p>認知症初期集中支援チーム 各区(日常生活圏域)において構築してきた認知症の方を支援するネットワークを活用しながら、初期集中支援業務を実施する。</p> <p>認知症地域支援推進員 若年性認知症の方への支援 認知症カフェへの支援</p>		
24 か 所	認知症施策推進担当	認知症強化型地域包括支援センター運営 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規:別紙3</span>	委託料(予算) 9,953万5千円	
		認知症初期集中支援推進事業を実施するセンターを認知症施策の推進拠点と位置付け、認知症施策推進会議の開催などにより、地域の認知症対応力の強化を図る。		

## 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）は、要支援者等が要介護状態となることを予防し、自立した生活を送ることができるよう、その心身の状況、置かれている環境、本人及びその家族の希望等を勘案し、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組みを総合的に支援し、生活の質の向上に資するサービス提供が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行うこと。

### 1 実施主体

大阪市が地域包括支援センターに対し委託を行い、介護予防ケアマネジメントを実施

### 2 担当者

指定介護予防支援と同様に「保健師、介護支援専門員、社会福祉士、経験ある看護師、高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事であって、都道府県が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する者」が担当することができる。

また、その業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができます。

### 3 対象者

- ・基本チェックリストにより「事業対象者」となった方
- ・要支援1又は2の認定を受けた方（うち、介護予防・日常生活支援総合事業のみを利用する方）

### 4 業務内容

類型	介護予防ケアマネジメント		【参考】 介護予防支援
	初回のみケアマネジメント	原則的な介護予防ケアマネジメント	
内容	総合事業のサポート型訪問サービスのみを利用する場合のケアマネジメントで、サービス利用開始時のみ実施するもの サービス終了時の再アセスメントの実施を含む	総合事業の訪問型サービス(サポート型訪問サービスを除く)、通所型サービスのみを利用する場合のケアマネジメントで現行の介護予防支援に相当するもの	要支援者が予防給付を利用する際に実施するケアマネジメント
実施方法	委託により地域包括支援センターが実施	委託により地域包括支援センターが実施	指定により地域包括支援センターが実施
一部委託	一部委託はできない	地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への一部委託が可能	一部委託可能
委託単価	介護予防支援と同等の委託料	介護予防支援と同等の委託料 (一部委託の単価も、介護予防支援と同等)	介護報酬 (介護予防支援費)

- (1) アセスメント（課題分析）
  - ・要支援者等の状態の把握、支援ニーズを特定し課題を分析
- (2) 介護予防ケアプラン原案作成
  - ・目標や具体策の設定、サービスの利用方針等を決定
- (3) サービス担当者会議
  - ・原則としてケアプラン作成・変更時に利用者や家族、サービス事業者、主治医、インフォーマルサービスの提供者等とサービス担当者会議を開催（家族やサービス提供担当者等と共通認識）
- (4) 介護予防ケアプラン原案の説明・同意（利用者に対して）
- (5) 介護予防ケアプランの確定・交付（利用者・指定第1号事業者等に対して）
- (6) 給付管理
- (7) モニタリング
  - ・利用者自身の日常生活能力や社会状況等の変化によって課題が変化していないかを継続的に（毎月）確認し、介護予防ケアプランどおりに実行できているかを把握（変化がなくても3か月に1回は要訪問）
  - ・利用者等からの相談などにより、必要に応じサービス利用に係る調整
- (8) 評価（再アセスメント）
  - ・サービス事業所から評価等の報告を受け、効果の評価を総合的に実施

## 地域包括ケアの中核的な役割

介護保険法の改正より、新たに求められる日常生活圏域（包括圏域）における「地域包括ケアの中核的な役割」を担えるよう、基準配置の職員に加え「地域ケア推進担当」を配置し、各地域包括支援センターの体制の強化を図ります。

### 1 「地域ケア推進担当」とは

地域包括支援センターにおいて、日常生活圏域（包括圏域）における「地域包括ケアの中核的な役割」を担うための業務を主に担当する職員

### 2 業務内容

地域包括ケアシステム構築に向けた取組の推進

#### (1)日常生活圏域ごとの地域包括ケアシステム構築に向けた取組の推進

- ・ 個別ケースの分析による、地域課題の把握
- ・ 地域課題を住民や地域関係者（町会や民生委員等）と共有
- ・ 課題解決に向けた地域の取り組みを支援・協力

#### (2)新たな関係機関との連携

- ・ 地域福祉の関係機関との日常的な連絡調整、会議への積極的な参画
- ・ 多様な主体（民間企業、NPO、住民等）や支援者と連携し、地域課題解決を進めていくための基盤づくり

#### (3)地域ケア会議から見えてきた課題を政策形成につなげる

- ・ 包括単位では解消が困難な課題については、行政（区役所）と連携、課題解決のための政策形成につなげる（「区地域ケア推進会議」の開催協力）

### 3 「地域ケア推進担当」の資格要件

次のいずれかに該当する者

基準配置職員

認知症初期集中支援チーム員の資格要件に該当する者

認知症地域支援推進員の資格要件に該当する者

（基準配置職員の資格要件に該当する者が望ましい。）



## 認知症強化型地域包括支援センター

認知症高齢者が増加する中、認知症になっても住み慣れた地域でできる限り良い環境で暮らしていくことができるよう、地域で一体的に認知症対策に取り組む基盤を構築するとともに、各支援機関の認知症支援の取り組みが推進されるよう、「認知症強化型地域包括支援センター」を設置し、区内の認知症対応力向上に取り組めます。

### 1. 「認知症強化型地域包括支援センター」の役割

各区における「認知症施策推進の中核となる拠点」として、認知症高齢者等を支援するネットワークの充実を図り、地域包括支援センターをはじめとした地域の支援機関の取り組みを後方支援することを通じて、認知症にかかる地域包括ケアシステムの構築を推進する。

### 2. 実施機関及び体制

各区の認知症初期集中支援推進事業を受託する地域包括支援センターを「認知症強化型地域包括支援センター」とし、区内の認知症対策の推進に取り組む「認知症施策推進担当」を配置

### 3. 主な業務内容

「認知症強化型地域包括支援センター」として、地域の認知症対応力向上に取り組む。

#### (1) 区認知症施策推進会議の事務局

組織代表者級会議

区認知症ネットワーク等の活用をはかり、区と連携して開催運営

実務者レベルの会議

認知症初期集中支援推進事業関係者会議や、地域課題対策検討のための会議の開催運営

#### (2) 地域包括支援センター・ブランチ、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等への後方支援

#### (3) 区内の認知症にかかる情報収集・地域課題の分析や、具体的取り組みの支援

### 4. 「認知症施策推進担当」の資格要件について

次のいずれかに該当する者

地域包括支援センター基準配置職員、 認知症初期集中支援チーム員、 認知症地域支援推進員  
(地域包括支援センター基準配置職員の資格要件に該当する者が望ましい。)

## 地域包括支援センターの体制強化について（案）

団塊の世代が全て 75 歳以上となる平成 37（2025）年の社会を見据え、高齢者も他の世代と共に社会を支えていくという考え方を基本とし、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を安心して営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム」を構築していく必要があります。

地域包括支援センターは、地域包括ケアの中核としての役割が期待されており、本市の「地域包括ケアシステム」の構築に向けては地域包括支援センターの体制の強化が必要と考えています。

### 1 「地域包括ケアの中核」を担うための体制強化

【考え方】 介護保険法の改正により、新たな包括的支援事業である「在宅医療・介護連携推進事業」「生活支援体制整備事業」「認知症総合支援事業」「地域ケア会議推進事業」の実施が市町村に義務付けられたことに伴い、各事業との連携等の新たな業務が生じることが予想されるため、地域包括支援センターの体制を強化し、日常生活圏域における地域包括ケアシステムの構築を推進する必要がある。

【現 状】 地域包括支援センター66か所に職員 304 名を配置  
（圏域内高齢者人口 6,000 人に対して専門職 3 名の基準配置）

### 2 認知症高齢者支援の強化

【考え方】 認知症高齢者が増加する中、認知症高齢者が多いと推測される地域で認知症の方の発見につながっていないなど、地域に潜在する認知症高齢者を発見するのが困難な地域があることが課題となっている。こうした状況に対して、認知症高齢者を早期に発見し適切な支援につなげるため、各区の認知症ネットワークの拡大を図るなど地域や支援機関の認知症対応力を強化し、認知症にかかる地域包括ケアシステムを推進するしくみを構築する必要がある。

【現 状】 各区に 1 か所の地域包括支援センターに初期集中支援推進事業を委託し、「認知症初期集中支援チーム」及び「認知症地域支援推進員」を配置